

「高松市土地評価システム構築業務委託」に関する

提案公募要領

1 経緯と目的

本市では、現在、地図情報(航空写真、地籍図・地番図等)を活用し、システム上で画地計測等ができる土地評価システムを導入しているが、近年の技術革新により機能性、経済性、保守性、セキュリティ面で優れた製品が開発されている。土地評価システムを再構築することにより、固定資産税課税業務のより一層の効率化、適正化を図ることを目的とする。

2 提案公募関係日程

日時	内容
令和6年4月19日(金)	本提案公募の公告
令和6年4月24日(水) 16時まで	参加表明書の提出期限 提案公募に対する質問期限
令和6年4月30日(火)まで 随時	提案公募に対する質問の回答期限
令和6年5月2日(木) 16時まで	提案書又は参加辞退書の提出期限
令和6年5月23日(木)・24日(金)のうち1日	提案プレゼンテーション
令和6年6月初旬	提案評価第1位通過者の決定及び通知

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

3 参加資格

本提案公募に参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たす者であることを条件とする。

- (1) 本市と同等規模の自治体に対して、土地評価システムの導入、保守運用並びに安定稼働の実績があること。
- (2) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001 (ISMS)、ISO9001 (品質マネジメントシステム)を取得していること。
- (3) 令和5・6年度高松市入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント)に登載されていること。
- (4) 高松市内に保守拠点を有し、障害発生時に速やかに連絡が取れ、連絡から1時間以内で本市に到着し、復旧作業を開始できること。
- (5) ハードウェア保守、パッケージ保守、運用保守の窓口一本化が実現できる体制が構築できること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成2

4年高松市告示第403号)による指名停止を受けていないこと。

- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 参加表明書等の提出

本提案公募に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書(様式2) 1部
- ② 他自治体での土地評価システムの導入、保守運用並びに安定稼働の実績を証明するもの(契約書のコピー等) 1部

(2) 提出方法

郵送(提出期限までに到達したものに限り)又は持参

(3) 提出場所

高松市役所2階 資産税課

(4) 提出期限

令和6年4月24日(水)16時まで

5 参加辞退書の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書(任意様式)を令和6年4月24日(水)16時までに持参又は郵送で提出すること。

なお、提出方法は「4 参加表明書等の提出」(2)(3)と同様とする。

6 質問の受付及び回答

本提案公募について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問の方法

質問書兼意見書(様式1)を電子メールにより提出すること。なお、電子メールの到着確認を行うため、電子メールがこちらへ届いた後に、届いた旨の電子メールを返信するので、確認すること。

(2) 提出期限

令和6年4月24日(水) 16時まで

(3) 提出先

高松市財政局税務部資産税課(担当:福永、加藤、中島)

Eメール: shisanzei@city.takamatsu.lg.jp

(4) 回答方法

受け付けた質問に関する回答は、問い合わせ事業者名を伏せて、参加表明書を提出した全事業者に、電子メールで回答するものとする。

7 提案書等の提出

本提案公募に参加する者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 提案書(任意様式) 10部
- ② プライバシーマークの認定の写し 1部
- ③ ISO/IEC 27001(ISMS)、ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証の写し 1部
- ④ 見積書(任意様式) 1部
- ⑤ 提案価格内訳書(様式3) 1部
- ⑥ CD-R(提出書類と同じ内容を保存したもの) 1枚

(2) 提出方法

「4 参加表明書等の提出」(2)(3)と同様とする。

(3) 提出期限

令和6年5月2日(木)16時まで

8 提案書等の作成方法

本提案公募要領に対応した「提案書」及び「見積書」の作成並びに「提案プレゼンテーション」の準備は、以下の要領に従い、実施すること。

(1) 提案書の書式等

- ① 用紙サイズ A4
- ② 原稿の向き 縦・横自由
- ③ フォント ゴシック・10.5ポイント以上
- ④ 25ページ以内(表紙、目次等は除く)
- ⑤ 「土地評価システム構築調達仕様書」の「6 提案書記載要件について」のすべてについて記載すること。
- ⑥ 記載事項の順序は、「土地評価システム構築調達仕様書」の「6 提案書記載要件について」に記載の順序にすること。記載事項の順序及び内容の変更等を行わないこと。
- ⑦ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。
なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。

(2) 高松市土地評価システム構築業務についての調達仕様

「土地評価システム構築調達仕様書」の各要求仕様に対する実現方法を提案すること。

提案にあたっては、「高松市土地評価システム構築業務委託」に関する事業者選定基準を参照して、提案すること。(1)の書式を遵守していれば、様式については自由とする。

提案内容はすべて実現できるものとし、根拠も含めて、できる限り具体的に記述すること。もし、開発・運用時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。

9 見積書の構成

契約上限価格及び参考価格(消費税及び地方消費税抜)は次のとおりで、この条件に該当しない場合は、評価を行わないため留意すること。

なお、費用については、開発期間(令和6年度)及び運用期間(令和7年度からの5年間)の総費用で評価し、本契約に含まれない費用も考慮して判断するため、必要な費用は漏れなく記載し、併せて根拠と詳細な仕様も提示すること。

(1) 開発期間(令和6年度)

高松市土地評価システム 構築業務
契約上限価格 5,000,000円以内

(2) 運用期間(令和7年度からの5年間)

高松市土地評価システム 賃貸借料(5年契約)及び保守・運用サービス(5年契約)
参考価格 25,000,000円以内

10 プレゼンテーション

(1) 実施内容

提案事業者に対しては、提案書の内容に関するプレゼンテーションを要請する。提案プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含めて40分程度とし、概ね、以下の構成となる予定である。

① システム構築作業責任者による提案書の要旨、運用保守説明(開発関係者等の補足説明は可)、パッケージ・デモンストレーション(30分程度)

② 質疑応答(10分程度)

(2) 留意事項

プレゼンテーションは、4名までで行い、プロジェクター、パソコン等は参加者が準備すること。

11 提案評価方法等

(1) 提案に係る評価は、「別紙高松市土地評価システム構築業務委託」に関する事業者選定基準により行う。

なお、参加者が1者のみであった場合でも、選定委員の平均評価得点が500点以上の場合は、有効として取り扱うこととする。

(2) 選定後、選定結果を各提案事業者に通知する。

なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けない。

12 契約等

(1) 本市は、選定された候補者と契約締結の交渉を行う。その際、契約を前提とした仕様書等の協議を行い、最終的な調整後、6月中旬に契約締結を行う予定とする。

(2) なお、提案評価1位通過者との協議が不調になった場合、次点通過者と仕様等の協議を行い、「土地評価システム構築業務委託契約約款」に基づき、契約を締結することがある。

13 問い合わせ先

高松市財政局税務部資産税課（担当：福永、加藤、中島）

香川県高松市番町1丁目8番15号

電話：087-839-2244

Eメール：shisanzei@city.takamatsu.lg.jp